

## 平成29年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

報告書 ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘 区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
68	土木整備課	—	財産の取得	—	意見	<p>公共事業に伴う土地鑑定評価依頼事務要領の最終更新日が平成20年4月1日となっており、平成27年の組織改編による担当部署の変更等が反映されていない。</p> <p>したがって、要領に従った手続きが行われていると言えない状況もあるため、実務に対応した要領の改訂を行う必要があると考えられる。</p>	<p>左記要領については、組織変更による担当部署の変更の他、内容についても現在の状況に適合するよう必要な改正を実施済みである。</p>
69	管財課	—	所管換え等	—	指摘	<p>平成28年度における公有財産の異動理由のうち「誤記訂正・報告もれ」について調査したところ、土地については、事務組織変更時に財産の異動手続きを怠っていたものや施設名の単純な表記もれに起因する変動が見受けられた。</p> <p>また、建物についても、例えば建物解体時に適切に事務処理が行われていなかったために後日抹消したことによる変動があった。</p> <p>本来、公有財産に異動があった場合、財産所管課は公有財産異動報告書により管財課に報告することとなっているものである。</p> <p>公有財産の数量・種別・所管等を正確に把握しておくことは、公有財産の適正な維持・管理のベースとなるものであるので、今後とも遺漏のないよう適正な事務処理に取り組んでいただきたい。</p>	<p>公有財産の異動に関する事務に遺漏のないよう、平成30年5月24日、全庁的な文書通知を行った。</p> <p>今後も、適正な事務処理の執行について周知を図る。</p>
70	管財課	—	処分	旧すこやかセンター別館売却	指摘	<p>起案 H28.2.24 決裁 H28.3.4 施行 H28.4.1 により決裁され、入札の実施、契約の実行をしている。売却の場合、必ず不動産鑑定士の鑑定評価を事前に入手することとなっているが、不動産鑑定日が平成28年3月28日となっている。本件が議決を要する案件であり、売却事務に時間を要することから、新年度当初から着手する必要があるため「内示書」を入手して、後日に「鑑定評価書（正本）」を入手したとのことであった。今回の売却も相応な価格でもあり、また鑑定価格の変更等があった場合等、諸々問題の起きることも想定されるものと思われ、手続き遵守をお願いしたい。</p>	<p>公有財産の売却においては、「不動産鑑定評価書（正本）」を入手後、事務手続きを実施するよう周知徹底した。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>

報告書 ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘 区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
72	商工振興課	22	目的外 使用許可	呉サポート・コア 及び呉 ジャン プ・コア	意見	<p>呉地域内における創業，中小企業の新商品開発及び事業展開等を支援し，呉市産業の発展と地域産業の活性化に資するよう設けられたインキュベーション施設である。広島県から土地を借り受け，年額2,486,130円を支払っている。</p> <p>空き室が目立ち，全体の入居率は50%を切っている。制度趣旨を鑑み，支出に見合う賃料収入をあげる必要はないが，低調な利用状況では制度の有効性について疑問である。</p> <p>現状においては貸出し条件の見直し等を行っているとのことであり，今後の利用状況の改善に期待したい。</p>	<p>施設利用率の向上を図るため，関係者等の意向を踏まえ，平成29年12月に条例改正を行い，入居要件の緩和や施設の一部を入居者以外にも利用できる取組を行ったところである。</p> <p>あわせて，金融機関をはじめ，各種支援機関等へ直接広報するとともにホームページ，市政だより等，あらゆる媒体を介し，多角的な広報活動を行うことで新規入居につながっており，少しずつ効果が出ている。</p> <p>また，呉市を中心とする4市4町で構成される広島中央地域連携中枢都市圏においても，各市町の担当課や支援機関等へ積極的な周知活動を実施する予定である。</p>
76	土木総務課（管財課）	98	借受	西神子 ビッコ広 場	意見	<p>監査人が現場を視察した際，一般事業会社所有の「油圧ショベル」の駐車が発見された。呉市に確認すると使用許可を出していないもので，その後呉市職員が2回現地を視察した結果，駐車は確認されなかった。また，地元からの問い合わせもなく，追加対応は不要との呉市の認識に特筆すべき事項はない。</p>	<p>今後とも，適正な公園管理に努める。</p>
80	管財課	—	無償借 受の借 受先名 義につ いて	—	意見	<p>無償借受の場合は，借受先が故人名義のままとなっているものが存在する。有償借受の場合は，相続人への振込口座変更等により相続発生の把握が可能であるが，無償の場合はそのような機会が乏しく，相続発生の把握が難しい。したがって，定期的に連絡を行うなどして，現在の適法な所有権者の把握の必要があるものと思料する。</p>	<p>適法な所有権者の把握に努めるよう，平成30年5月24日，全庁的な文書通知を行った。</p> <p>今後は，定期的に連絡を行うなど，現在の適法な所有権者の把握に努める。</p>

報告書 ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘 区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
88	管財課, 学校施設 課, 子育て施設課	205 220	未利用	旧豊島小 学校, 豊 島幼稚園	意見	<p>小学校と幼稚園が同じ敷地内に併設されており、一体の建物である。平成4年11月建築と比較的新しい校舎で、設計当初から学校利用以外にも使えるように配慮されて建てられたとのこと。実際に視察してみて確かに、広々とした空間を他にも転用できそうである、と感じた。ただし、山の中腹にあり、県道から軽自動車一台がようやく通れる坂道を登っていく必要がある。このことについて、地元民はなじみのある学校であるため不便とは感じていない、との意見もある。有用な施設であると考えられるため、土地建物の有効活用が望まれる。</p>	<p>旧豊島小学校と豊島幼稚園は一体の建物となっていることから、豊島幼稚園の廃園後、一括してサウンディング型市場調査を実施し、民間のアイデアがあれば施設の有効活用について検討していく。</p>
94	農林水産 課	237	未利用	倉橋セミ ナーハウ ス	意見	<p>当該施設は、旧倉橋町が地元の期待を受け、体験農園、宿泊施設、農業研修施設等を整備し、地域の農業後継者の育成の構築を目指したが実現せず、合併建設計画として呉市に引き継がれたが、地元との協議が進展しないままで現在に至っている。</p> <p>旧倉橋町には農業研修施設等がなかったが、呉市は旧倉橋町を含む8町の合併により、蒲刈町に研修施設、郷原に栽培技術習得セミナー用ほ場の既存施設を活用して担い手の確保に努めており、農業振興という視点からは現在の場所に当初計画どおり農業研修施設等を整備しても新規就農者が倉橋に来て学習するという事業は、運用コストを含めた費用対効果が期待しづらい状況にある。</p> <p>現状、土地は広島県が実施する公共工事のための資材製作ヤードとドクターヘリの離着陸場所として利活用されているが、筆界未定の民有地や負担付寄付を受けた土地の内容を含めて調整を行う必要がある。建物については、今後の利活用が難しいということであれば解体について検討をする必要がある。</p>	<p>建物については、昭和50年代に建設されており老朽化が激しく、安全に利用を行うためには耐震化対策等関係法令の基準を満たす改修が必要である。一方で合併建設計画策定時と比べ地域の状況も変化してきており、地域住民や担い手等からの利用要望もない状況にあることから、合併建設計画事業であるが、解体の方向で市民センター等と地元調整していく。</p> <p>また、敷地については、現在、資材ヤードやドクターヘリの離着陸場所として利活用されている。</p> <p>敷地について、筆界未定の民有地や負担付寄付を受けており、用途変更等について地権者との協議調整が必要である。また、地権者も多数であるため、相当期間が必要であることから、当面は現状維持での利活用を行う。</p>

報告書 ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘 区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
96	学校施設課	242	未利用	音戸西中学校	意見	<p>平成17年時点では廃校とすると補助金を返還する必要が生じるとの理由で休校という区分になっている。地域の生徒数の推移を鑑みると、再度中学校として使用することは想定されないと考えられるため、現時点で廃校という区分に変更した場合であっても補助金の返金は不要である。手続きとしては、廃校決定することにより普通財産に移管し、管財課で管理することになるが利活用の方向性が検討されてはじめて廃校への移管を行うべきである。解体するためには財産処分という手続きが必要となるが用途が決まっていないものに優先的に財源をあてて更地にする必要もない。</p> <p>周りの小学校が廃校になっており、一定の広さを有する土地であり、音戸の中では住宅地としての見込みは薄いという事情を勘案すると、工場等としての利用などが考えられる。売却の検討にあたっては、サウンディング型市場調査が有効であると考えられるため早期に実施すべきと思料する。</p>	<p>地元説明を行った上で、廃校後、サウンディング型市場調査を実施し、民間需要の有無や内容を確認していく。</p>
98	学校施設課	245	未利用	海越教員住宅	意見	<p>教員住宅として使用する間、教員住宅という目的に沿った利用をすることを前提として、地元所有者から土地を無償で譲渡されている。その土地に建築されている教員住宅に関して、教員住宅としての使用目的は平成24年3月31日で終了しており現在は隣接するグラウンド利用のため用具置場などとして自治会が使用している。自治会が引き続き使用するという意思があれば協議のうえ、現状のまま譲渡する方法を検討することが管理業務効率化の観点から有用であると考えられる。</p>	<p>平成30年1月に地元自治会と協議を行い、教員住宅の廃止の同意を得た。</p> <p>今後、継続使用や譲渡について、事前に自治会と十分協議し、方針を決定した上で普通財産の所管課である管財課に引き継ぐ。</p>
104	地域協働課	213	未利用	旧久比連絡所	指摘	<p>地元の自治会が実質利用しているものの、呉市と自治会との間で貸付契約等の記録がない。書面にて契約書を締結すべきである。</p>	<p>指摘を受け、確認したところ、地元自治会による利用実態があったため、行政財産の目的外使用に係る手続きを行い、平成30年2月26日付けで許可書を交付した。</p>

報告書 ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘 区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
106	観光振興課	232	未利用	あびの里 いつき	意見	<p>平成7年に閉校した旧斎島小学校の跡にできた研修宿泊施設。宿泊施設のほか、準天然温泉展望浴場、あび漁の展示資料室などがあったが、平成21年3月に施設を切り盛りしていた料理長の退職により閉館した。斎島（いつきじま）は豊島からさらに南へ高速船で約17分、人口十数人の静かな島である。公衆トイレや自動販売機などはない。</p> <p>施設名は島で盛んに行われていた『あび漁』に由来する。島の玄関である港に最も近い場所にあり、島を訪れるとまず目にする建物である。建物の目前には砂浜があり保養施設、研修施設としては最高の立地である。閉館直後から取得希望に関する問い合わせも来ているとのことであるが、補助金により建てられた施設であるため民間譲渡に際しては補助金返還の可能性があるとのことである。いずれにせよ眠らせておくには惜しい施設と思われ再利用等すべく対策を講じる必要があると思料する。</p>	<p>施設内に展示していた貴重なアビ漁の資料の移設も完了。</p> <p>次なる課題である補助金の返還や無償借地している神社用地についての解決策を探りつつ、事業提案型市場調査（サウンディング）を実施し、施設の利活用について検討を行う。</p>
110	都市計画課	280	未利用 土地	元安浦駅 北区画整理 保留地	意見	<p>旧安浦町時代での土地区画整理事業をそのまま継続して呉市が引き継いだものであり、民間の213人の地権者の方とも話し合いながら事業を進めて、完成したものである。地権者の方に優先して換地を決めていくため、結果として呉市所有地として利用困難な場所が残ってしまっている。土砂災害防止法の警戒区域内等及び墓地隣接地については住宅としての売却は困難であるため、倉庫・資材置場及び墓地としての利用となるものと思われるが、近隣には住宅もあり、検討すべき課題も多く、今後の明確な方向性を見出せないのが現状である。売却地として売り出ししている物件については、周辺民間販売地に比べて、販売価格が高いように思うが、呉市としても販売価格については鑑定評価に基づいており、価格を落としての販売まで行っていない。平成30年度は鑑定評価書を再度徴収し、周辺の土地の実勢価格を意識しながら販売価格を見直す予定である。今後は、不法駐車等により不法利用されやすいので、未利用地の管理の仕方及び駐車場等への転用としての利活用についても検討していただきたい。</p>	<p>平成30年度は、鑑定評価書を徴収し分譲価格の見直しを行うとともに、近隣他都市の動向を踏まえつつ、未利用土地のうち土砂災害防止法警戒区域（イエロー）を含む区画及び狭小土地の区画の分譲を進めていく。土砂災害防止法特別警戒区域（レッド）を含む区画については、建築物の構造規制があるため引き続き分譲を見送る。分譲を見送る区画の管理については、現場視察や不法利用防止策を講じるとともに分譲以外の利活用の検討を行う。</p>

報告書 ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘 区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
114	資産経営 課	—	①解体 予定	—	意見	<p>「呉市公共施設等総合管理計画」に空き施設等の活用検討フローが図示されている（41頁 参照）が、未利用建物の多くがそのフローに沿った検討がなされておらず、売却と解体の方向性が定まっていない。</p> <p>施設機能の移転や廃止により未利用となり解体意向を示した建物や解体予備軍と考えている建物の中には、活用方法を公募しその可能性を調査する「サウンディング型市場調査」を行う余地のあるものも考えられる。</p> <p>このため、このフローに沿った検討を行い、その結果を踏まえて計画的に撤去ないしは活用の道筋を検討されるべきものである。</p> <p>また行政財産の中にも利用件数が著しく低く、処分等も含めて検討を行うべきものがあると考えられるが、普通財産に区分されていない場合はその検討にも至らない状況である。</p> <p>利用の少ない行政財産は普通財産へ移行するものとし、普通財産の処分に際しては短絡的に解体とするのではなく、同フローに沿った民間需要の調査を行うことが望まれる。</p>	<p>本市では、平成28年3月に呉市公共施設等総合管理計画を策定後、同計画内に示している空き施設等の活用検討フローに沿って、平成28年度から延べ14施設の「サウンディング型市場調査」を実施しており、その後1施設は貸付まで至っている状況である。</p> <p>一方、施設の老朽化の進行に伴い、老朽施設の付近に居住する住民の安全性を損なうリスクが年々高まることが予想されるため、平成29年度予算編成から解体意向調査を実施し、資産経営課で作成した評価表に基づき点数化したものを予算編成資料として財務部に提供している。</p> <p>今後は、平成32年度中に策定予定の個別施設計画の中で、廃止や移転等の終期が決定した施設についてもサウンディング型市場調査を拡充していく。また、市場調査を実施した際、市場にニーズがなかった施設については、解体意向のある施設（建物）として現行の評価表に基づき点数化し、優先度の高いものから計画的に解体を行う。</p>



報告書 ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘 区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
116	管財課, 福祉保健課, 子育て支援課, 子育て施設課, 学校施設課	204ほか	②旧学校等教育施設	旧三津口小学校, 旧豊島小学校, 旧豊小学校, 旧倉橋西小学校, 旧倉橋東中学校, 旧広高校蒲刈分校, 旧鹿島瀬戸児童館, 旧須川保育所, 豊島幼稚園, 情島小学校, 大冠中学校, 音戸西中学校	意見	旧学校等教育施設については、少子化等により統廃校となった学校等跡地であり、旧合併町に多く存在する。旧合併町という範囲に限定すれば、幹線道路に近く、中心部に存する物件も多く、また島嶼部においては景色も素晴らしく、絶好の景観場所にある物件も多く存在する。学校跡地を取り囲んでの住宅地となっており、地域コミュニティの中心としての学校の存在が見られ、尚更に学校跡地の寂しさを感じるものであった。周りの住宅地も高齢化し、空き家も多くなっており、今後の活用の難しさも感じるものとなっている。建物は解体するものが多いと思われるが、学校跡地だけあり、広い土地が多く、積極的に情報発信をすることにより、島の駅、高齢者施設、特産物の生産農地、インバウンド向けの観光施設、工場・物流用地、自然エネルギー用地等、各方面からの提案及び地域の提案等により利用策を検討すべきと思う。	サウンディング調査の実施、地域への譲渡や貸付など施設の種別や現在の利用形態に応じて、各施設ごとに利用策の検討を行う。
143	管財課, 地域協働課, 文化振興課, 都市計画課, 土木総務課, 学校施設課	98ほか	④不法利用	西神チビッコ広場, 旧久比連絡所, 須川社会教育施設, 小野浦教員住宅, 安浦駅北区画整理内市有地, 元安浦駅北区画整理保留地	指摘	呉市以外のものが、法律上の正当な権限なくして公有財産を占拠し、使用している場合には、所有権を前提とする妨害排除請求権、財産の返還請求権を行使して原状回復を図るとともに、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使することになる。 公有財産の適正な運用のためには、常時、公有財産の実態を調査把握しておき、他からの侵害がないように注意しておかなければならない。 上記においては、現地調査に際して現地を訪れた際に使用許可もしくは賃貸借契約のなされていない不動産の利用について列挙している。必要な利用であるならば、適切な手続きを踏まえたうえで必要な利用料を収受すべきである。	不法利用防止の看板を設置するなど不法防止策を講じるとともに現地視察の巡回を強化し、適正な管理に努める。

報告書 ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘 区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
161	文化振興課	—	有効性 評価 (①社会 教育 施設)	豊ふるさと 学園	意見	多額の修繕費の金額的定義付けを明確にし、費用対効果の観点から廃止の具体的な計画を明確にすべきである。	平成29年12月に落石による浴室の破損を発見し、施設の管理・運営に関して、地元自治会等と協議した結果、施設の休止について地元の了解を得た。(平成30年4月1日から休止。)
162	文化振興課	—	有効性 評価 (①社会 教育 施設)	呉市民 ホール (絆ホー ル)	意見	性質の類似した施設に関しては管理・運営する団体を一つにして運営費の削減に務めることが望まれる。	絆ホールは事業等を行っていないので、現状のまま嘱託職員と職員による直営で運営する方が経費を抑えることが出来る。
159～ 165	地域協働 課, 文化 振興課, 中央図書 館	—	有効性 評価 (①社会 教育 施設)	社会教育 施設に関 する総合 的な見解 (豊ふる さと学 園, 野外 活動セン ター, く れ絆ホー ル, 長門 の造船歴 史館, 大 空山青年 の家, 倉 橋歴史民 俗資料 館, まち づくりセ ンター, 生涯学習 セン ター, 図 書館)	意見	学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動である社会教育にかかる施設を有効性の観点から一義的に論じることにはできない。しかしながら、市民数が減少傾向にあることを鑑みると、地域住民の生活課題や地域課題に根ざして行われる各種の学習を教育的に高める活動である社会教育施設の有効性の分析もこれからの市政にとって非常に重要になってくると思われる。	施設の中には、まちづくりセンターのように、災害時における避難所として指定されているものなど防災拠点としての機能も兼ね備えている施設もあるため、人口減少のみを理由に施設の存廃を論じることは困難である。それぞれの地域特性を考慮した上で、施設の有効性を高めていく必要があるため、地域との協議を行いながら分析を進めていく。
176	管財課	—	有効性 評価 (③集 会所等 (件単 位))	集会所等 (件単 位)に関 する総合 的な見解 (集会所 等)	意見	呉市の個別意見では、年間平均利用数を1として整理しているため、利用1単位当たりコストが高くなっているとの見解である。しかし当該施設種類の年間平均利用数はほとんどが1であるため、利用1単位当たりコストが高い原因としては年間平均利用数以外の原因が考えられるのではないかとと思われる。	報告書P149に記載されている算出方法にもあるように、利用1単位当たりコストは建築価格や耐用年数等も影響している。



報告書 ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘 区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
187	学校施設課	—	有効性 評価 (⑥学 校教育 施設 (生徒 数))	学校教育 施設(生 徒数)に 関する総 合的な見 解(中学 校)	意見	建築当初から学校教育施設が将来過剰供給されることは、少子化が始まってから数十年が経過する状況で予測できた。しかしながら、長期的な事業評価が実施されていないため、利用状況が減少し、有効性の低下した施設が多数見受けられる。今後は地域によれば他施設への変換等を視野に入れて計画されてはと思料する。	学校建設は、建設工事完了時に必要となる規模・規格で計画し建設している。しかし、今後は、将来の児童生徒数の減により学校が必要でなくなった時にも地域での利用が容易となるよう考慮して計画するよう努める。
190	学校施設課	—	有効性 評価 (⑦学 校教育 施設 (児童 数))	学校教育 施設(児 童数)に 関する総 合的な見 解(小学 校)	意見	建築当初から学校教育施設が将来過剰供給されることは、少子化が始まってから数十年が経過する状況で予測できた。しかしながら、長期的な事業評価が実施されていないため、利用状況が減少し、有効性の低下した施設が多数見受けられる。今後は地域によれば他施設への変換等を視野に入れて計画されてはと思料する。	学校建設は、建設工事完了時に必要となる規模・規格で計画し建設している。しかし、今後は、将来の児童生徒数の減により学校が必要でなくなった時にも地域での利用が容易となるよう考慮して計画するよう努める。
192～ 194	子育て施設課、子育て支援課	—	有効性 評価 (⑨児 童福祉 施設 (児童 数))	児童福祉 施設(児 童数)に 関する総 合的な見 解(保育 所、幼稚 園、児童 会)	意見	建築当初から児童福祉施設が将来過剰供給されることは、少子化が始まってから数十年が経過する状況で予測できた。しかしながら、長期的な事業評価が実施されていないため、利用状況が減少し、有効性の低下した施設が多数見受けられる。介護施設等への施設の利用目的の変換を視野に入れて建築すべきであったと思われる。	統合民営化計画(H18～27)及び公立保育所再配置計画(H28～H32)に基づいて保育所幼稚園の統廃合や民営化を実施してきた。また、廃止後の施設については事業者提案型市場調査(サウンディング調査)や地元団体貸付等を実施し、利活用をしている。今後も社会情勢の変化などに注視しつつ、施設の利活用を図っていく。

報告書 ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘 区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
196～198	福祉保健課，障害福祉課，介護保険課	—	有効性評価 (⑫高齢者・障害福祉施設(利用者))	高齢者・障害福祉施設(利用者数)に関する総合的な見解(児童・療育相談センター，福祉センター，就労促進事業所等)	意見	高齢化が進んでいる現状において，他の施設種類と比較して利用1単位当たりコストは低い水準となっている。現状特段問題が見られない。将来を見据えて高齢化の終焉を迎えた時の施設の利用について今の段階で長期的に対策を練ることが望まれる。	福祉施設という施設の性質上，コスト面だけで有用性を計ることはできないが，社会情勢等も加味しながら契約更新時など，定期的に適切に判断する機会を設けることで対策を講じる。
201～202	港湾漁港課，農林水産課，土木総務課	—	有効性評価 (⑭産業振興施設(利用者))	産業振興施設(利用者数)に関する総合的な見解(農作業準備休憩施設，グリーンヒル郷原，豊浜製氷貯氷施設，呉ポートピアパーク，久比待合所，大長港湾事務所)	意見	人口減少・高齢化の進展を背景に長期にわたり低迷が続く地方経済に反転の糸口が見えてこない。このような中，状況を改善する方法として官民連携が挙げられる。官民連携の必要性は，従来の政策でも指摘されてきた。地域産業の持つ特性を生かすために，民間の力を積極的に活用するという観点から，行政の枠組みにとらわれることなく，自然発生的に生じている経済エリアを中心に，民間中心のネットワークを生かすことが急務であると思われる。	現在でも指定管理者により施設運営や各種イベントの開催など，可能なものについては，民間事業者と連携して事業を実施している。 施設の性質上，民間事業者との連携による利用者の増が見込めない施設もあるが，連携による効果が見込まれる施設については，今後も積極的に民間事業者等との連携を図っていく。

報告書 ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘 区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
202～204	観光振興課，農林水産課	—	有効性評価 (⑮産業振興施設 (件単位))	産業振興施設(件単位)に関する総合的な見解(農産加工センター，堆肥保管調整施設，みかん共同貯蔵庫，豊農業団地センター，共同農機具倉庫，下蒲刈観光振興棟)	意見	人口減少・高齢化の進展を背景に長期にわたり低迷が続く地方経済に反転の糸口が見えてこない。このような中，状況を改善する方法として官民連携が挙げられる。官民連携の必要性は，従来の政策でも指摘されてきた。地域産業の持つ特性を生かすために，民間の力を積極的に活用するという観点から，行政の枠組みにとらわれることなく，自然発生的に生じている経済エリアを中心に，民間中心のネットワークを生かすことが急務であると思われる。	下蒲刈観光振興棟についてはサウンディング調査による事業者提案により，新たな賑わい創出を図っているところである。 また，農業振興施設については，施設の性質上，民間事業者との連携による利用者の増が見込めるものではないため，現状の利用を継続していく。
205	商工振興課	—	有効性評価 (⑯産業振興施設 (その他))	呉サポート・コア	意見	施設ニーズの変化に敏感に対応すべく，利用者の声を迅速に収集する仕組みを構築すべきである。	インキュベーション施設の利用者とは，定期的なミーティングやアンケート等を通じて，今まで以上に協議・相談できる関係性の構築に努めることとしている。 また，金融機関をはじめとする支援機関と定期的な意見交換による連携強化を検討している。 さらに，指定管理者である公益財団法人くれ産業振興センターと定期的に管理運営協議会を開催し，現状把握や効果的な施策案について協議を進めていく予定である。

報告書 ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘 区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
207	商工振興課	—	有効性 評価 (⑩産 業振興 施設 (その 他))	呉ジャン プ・コア	意見	施設ニーズの変化に敏感に対応すべく、利用者の声を迅速に収集する仕組みを構築すべきである。	インキュベーション施設の利用者とは、定期的なミーティングやアンケート等を通じて、今まで以上に協議・相談できる関係性の構築に努めることとしている。 また、金融機関をはじめとする支援機関と定期的な意見交換による連携強化を検討している。 さらに、指定管理者である公益財団法人くれ産業振興センターと定期的に管理運営協議会を開催し、現状把握や効果的な施策案について協議を進めていく予定である。
224	生活衛生課	—	有効性 評価 (⑭そ の他 (利用 者))	動物愛護 センター	意見	今後は、グリーンヒル郷原と協力して利用者数の増加を検討されることである。管理課が異なるため、横の連携をしっかりと図り改善策を策定することが望まれる。	グリーンヒル郷原はペットを連れの入園が禁止されており、園内に動物はいない。近接する2つの施設の来訪者が相互に利用し、楽しめるような各種イベントの共催を企画する。また、園内掲示物等の工夫により平時の相互利用の促進を図る。 動物愛護センターの動物舎(平成30年度竣工)でウサギ、モルモットの小動物等を飼育し、犬猫以外の動物とのふれあいができる環境を整えることにより、親子連れの集客を図る。また、ウサギ、モルモット等を保育所、小学校等に運んで「動物ふれあい教室」を開催する予定で、動物愛護精神の普及・啓発とともに利用者の増加を図る。
227	管財課	—	有効性 評価 (⑮そ の他 (件単 位))	旧鍋小学 校	意見	呉市所有の施設であるにも関わらず、施設修繕を含む維持管理費を借受者の負担にしているが、安全性確保の観点から、必要に応じ、市の指導、確認も必要であると考え	各施設の定期的な建物調査及び消防設備点検業務は呉市が実施しており、今後も必要に応じた指導、確認を実施する。
229	管財課	—	有効性 評価 (⑯そ の他 (件単 位))	旧大入小 学校	意見	呉市所有の施設であるにも関わらず、施設修繕を含む維持管理費を借受者の負担にしているが、安全性確保の観点から、必要に応じ、市の指導、確認も必要であると考え	各施設の定期的な建物調査及び消防設備点検業務は呉市が実施しており、今後も必要に応じた指導、確認を実施する。

報告書 ページ	所属名称	No.	区分	名称	指摘 区分	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
230	管財課	—	有効性 評価 (25)そ の他 (件単 位))	多目的研 修セン ター	意見	呉市所有の施設であるにも関わらず、施設修繕を含む維持管理費を借受者の負担にしているが、安全性確保の観点から、必要に応じ、市の指導、確認も必要であると考え	各施設の定期的な建物調査及び消防設備点検業務は呉市が実施しており、今後も必要に応じた指導、確認を実施する。
231	管財課	—	有効性 評価 (26)そ の他 (その 他))	旧倉橋東 小学校	意見	呉市所有の施設であるにも関わらず、施設修繕を含む維持管理費を借受者の負担にしているが、安全性確保の観点から、必要に応じ、市の指導、確認も必要であると考え	各施設の定期的な建物調査及び消防設備点検業務は呉市が実施しており、今後も必要に応じた指導、確認を実施する。
232	管財課	—	有効性 評価 (26)そ の他 (その 他))	旧尾立小 学校	意見	利用1単位当たりコストが高くなっていることは市の所見の通り仕方がないものと思われる。グラウンドだけを貸し付けているが、今後、校舎の有効活用についても検討すべきと考える。	当該学校敷地は、地元自治会から負担付寄附を受けたものであり、将来的には呉市が校舎、体育館を撤去し地元自治会に返還する必要があるため、地元自治会等以外の者による有効活用は困難な状況である。